

8 備える相続税



税務調査で 申告もれ指摘も

相続税の申告手続きは無事終了しましたが、「税務調査」が来る可能性もあると聞き不安です。何か準備しておくことはありますか。

税理士にとっては日營業務のひとつである「税務調査」ですが、一般の方には未知の世界ではないでしょうか。

税務調査には二つの種類があります。映画やドラマで描かれる「強制調査」は、裁判所の令状が必要で、悪質な脱税が疑われる場合に行われます。

一般的な税務調査は「任意調査」と呼ばれ、事前に税務署から電話連絡があり、こちらの予定も考慮したうえで、約2週間後をめぐり故人の自宅などで行われます。

ただし、事前に税理士からアドバイスを受けられますし、調査当日に税理士が同席しますので、安心して下さい。なお、任意調査という名前ですが法律上、納税者は調査を受ける義務があり、拒むと罰則が科せられます。

税務調査の対象に選ばれる確率は、相続税申告をした方の約1割ですが、財産額が多い順ではありません。選ばれるやすいのは、「名義預金(名義は家族でも実質的な所有者が故人である預金)」など、金融資産の申告もれが疑われる方です。

税務調査は、申告書を提出してから数カ月後、場合によっては1年以上たつてから行われます。その間に税務署は、故人の取引金融機関に「照会書」を送り、故人や家族の取引記録を過去3年分チェックします。不自然なお金の動きが多かったり、無収入の人の口座に多額の資産があったりした場合は、過去にさかのぼって口座を調べ、調査すべきかを検討します。

そのため、実際に調査を受けると8割超が申告もれを指摘され、追加の相続税に加え、利息にあたる延滞税や罰

金にあたる過少申告加算税などを課されてしまうのです。

故人が保険料を負担して家族にかけた生命保険も、申告もれの場合が多いようです。不安な方は、申告書の提出後も再度確認しましょう。後から申告もれが見つかったとしても、調査の連絡前に訂正すれば過少申告加算税などは課されません。申告書を提出する時に「書面添付制度」を利用しても似た効果があります。詳しくは税理士に相談してください。

例えば実際の税務調査は次のような形で進められます。

朝10時、調査官が来訪。まずは相続財産と関係のなきところ(本当は大いに関係ある)故人や家族に関する軽めの質問を受けます。

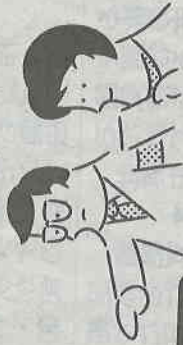
正午から1時間、調査官は屋食に出て、その間に相続人と税理士は午前の質問を踏まえて打ち合わせます。

午後1時に調査が再開。金庫、書斎の机、タンスの引き出しなどを確認され、銀行の貸金庫を調べられることもあります。通帳、権利書、日記、手帳もチェックされ、書類が撮影されることもあります。印鑑は紙に押し印影を取られ、午後4時ごろ終わります。書類への署名押印を求められる場合もありますが、応じなくても大丈夫です。

自宅での調査は通常1日で終わり、その後は調査官が指摘事項を税理士に伝え、税理士が反論するなどのやりとりをします。従来は結論が出るまで2、3カ月かかりましたが、最近はやや期間が短くなっています。||全10回

(ファイナンシャルプランナー)
税理士 福田真吾

相続税の 税務調査とは



税務調査

- ① 強制調査
映画やドラマの場面のような調査。重要な脱税の場合に行われる
- ② 任意調査
一般的な調査。事前に日時を調整して実施。税理士も同席義務がある。ただし調査を受ける

税務調査に選ばれるのは…

財産の多寡ではなく、申告もれが疑われるかで選ばれる



追加の相続税や延滞税など



ポイント

一般の人が受ける税務調査は「任意調査」。調査を受けるのは義務。調査の際は税理士の助言を

申告もれの不安があるなら、申告後も再確認を。調査の連絡前に訂正すれば過少申告加算税などは課されない

自宅での調査は大体1日で終わる。以前は結果が出るまで2~3カ月かかったが、最近は短縮も